

里親制度Q&A

Q. 里親になるために「資格」は必要ですか？

- A. いいえ、特別な資格は必要ありません。
里親さんに望まれることは、こどもが大好きで、
明るく健康的な家庭であることです。
相手の良いところを見つけられる人、ほめることの
上手な人は向いていると言えるでしょう。



Q. 実子がいても里親になれますか？

- A. なれますが、里親に委託されたこども（4人まで）と18歳未満の実子を合わせて6人を超えることはできません。

Q. 預かるこどもはどのようにして決まるのですか？

- A. こども相談センターがこどもの状況に合わせて里親を選びますので、里親がこどもを自由に選択できるわけではありません。

Q. 里親として養育する期間は？

- A. 養育をお願いする期間は、数日間から数年間までさまざまです。
こどもやその家庭の状況により異なります。

Q. こどもと実親との交流はどうなるのですか？

- A. 実親との連絡や面会、一時帰宅などについては、里親と実親、こども相談センターの三者が事前に協議して定める取り決めに基づいて行います。

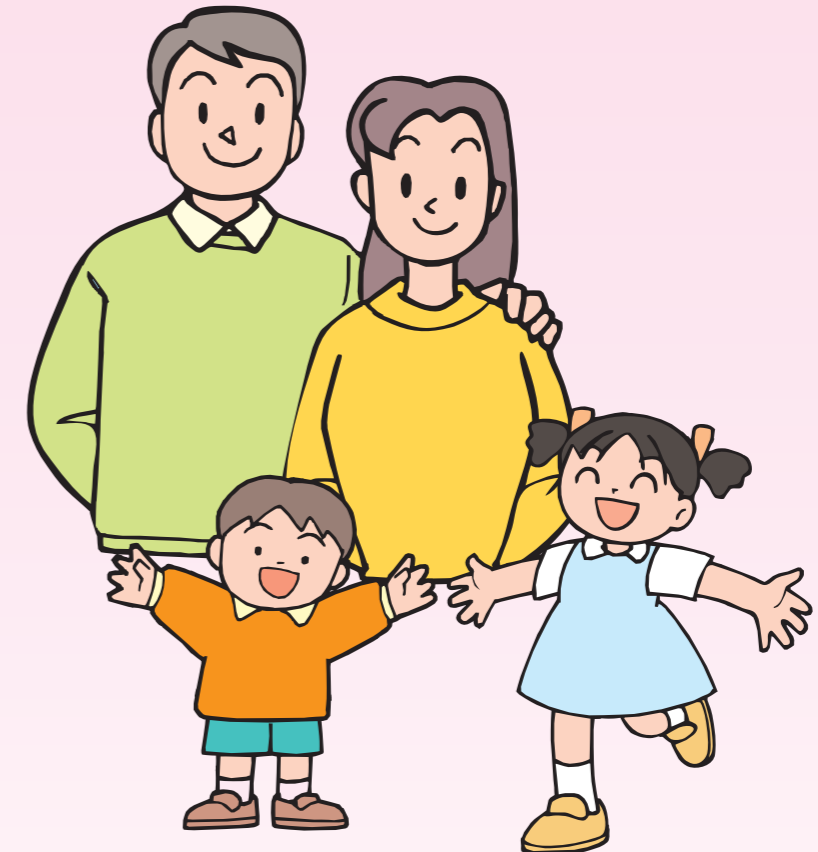
Q. 里親も保育所の利用ができますか？

- A. こども相談センターが里親の意向やこどもの状況から保育所の利用が適当であると判断した場合は、保育所を利用することができます。
この場合、保育料の徴収は免除されます（延長保育は有料です。）。

やさしい社会の絆です

里親制度

里親になってくださる方を求めています



里親制度に関するお問い合わせ先

金沢市こども相談センター（金沢市児童相談所）
TEL 076-243-4158 FAX 076-243-1123
E-MAIL kodomo-soudan@city.kanazawa.lg.jp

里親とは

さまざまな事情により自分の家庭で生活することができなくなったお子さんを自らの家庭に迎えて、愛情と真心を込めて養育してくださる方のことです。

里親の区分 里親には、次の4種類の区分があります。

養育里親	保護者のいない、または保護者に監護させることが適当でない子どもを養育する里親です。
専門里親	養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
養子縁組里親	養子縁組によって、保護者のいない、または保護者に監護させることが適当でない子どもの養親となることを希望する里親です。
親族里親	両親などが養育できない場合に、祖父母やきょうだいなど扶養義務のある親族により子どもを養育する里親です。 なお、扶養義務のない親族(おじ、おば等)に対する里親委託については、養育里親が適用されます。

里親になるには 里親になるには、研修の受講などの手続きが必要です。



- 1 相談**
 - 子ども相談センターにご相談ください。
里親制度について、詳しく説明いたします。
 - 里親についてご理解いただきましたら、ご家族同意のうえでお申し込みください。
- 2 調査・研修**
 - 子ども相談センターの職員が家庭にお伺いし、家庭の状況や受入の条件などをお尋ねします。
 - 養育里親・専門里親及び養子縁組里親を希望される方には、研修を受講していただきます。
- 3 審査・登録**
 - 金沢市子ども・子育て審議会児童福祉専門部会において、里親の認定等の適否について審査を行います。
 - 審査の結果、里親として認定等をされたときは、里親名簿に登録されます。
- 4 更新**
 - 養育里親及び養子縁組里親は5年ごとに、専門里親は2年ごとに更新研修を受講していただきます。

里親へのサポート 里親の活動をサポートしています。

1 こども相談センター等による専門的援助

こども相談センター及び里親支援機関の職員が適宜訪問し、相談支援を行います。また、援助の要請があれば迅速にお応えします。

里親支援機関	児童養護施設 享誠塾 児童家庭支援センター こども家庭支援センター金沢 金沢市平和町3丁目23番5号 TEL 076-243-8341 E-MAIL center-kanazawa2525@abelia.ocn.ne.jp
	児童養護施設 梅光児童園 金沢市石引4丁目6番1号 TEL 076-231-3984 E-MAIL bai-j@po3.nsknet.or.jp

2 里親会による里親同士の援助

里親同士の情報交換や援助の場として里親会を設けています。

3 里親の一時的な休息のための援助

里親が一時的な休息を必要とする場合、乳児院や児童養護施設などに子どもを一時的に預けることができます(こども相談センターにご相談ください。)

4 研修会、講演会等の開催

里親としての専門性を高めるため、研修会や講演会を開催しています。

里親の手当は 里親が子どもを養育するときは、手当などが支払われます。

一般生活費、教育費等子どもの養育に必要な経費が支給されます。里親手当等の額については、別途ご案内します。

